

小児マル福が変わります

10月1日から
小児マル福が変わります。

県と町が一体となつて行つております、妊産婦・小児・ひとり親・重度心身障害者の方々への医療福祉費の助成（マル福）のうち、小児マル福が次のように改正されます。

【改正①】

対象年齢の上限が「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大されます。（※所得制限あり）

【改正②】

※1 外来自己負担金の還付が未就学児までに縮小されます。

新たに申請や手続きが必要となる方は、個別に通知します。

※1 外来自己負担金…1医療機関1回600円（月2回まで）を自己負担金として医療機関へお支払いいただくものです。

※2 入院自己負担金…1日3000円（月3000円まで）を自己負担金として医療機関へお支払いいただくものです。

マル福受給者証ご使用の流れ

		0歳～未就学児	小学1年生～中学3年生
県内	外来	※1 外来自己負担金のみ、お支払い ↓ 後日、※1 外来自己負担金を還付	※1 外来自己負担金のみ、お支払い ↓ 還付はありません
	入院	※2 入院自己負担金額のみ、お支払い	
県外	外来	窓口負担金額をお支払い ↓ 後日申請していただき、 窓口負担金額を還付	窓口負担金額をお支払い ↓ 後日申請していただき、 窓口負担金額より※1 外来自己負担金を除いた金額を還付
	入院	窓口負担金額をお支払い ↓ 後日申請していただき、 窓口負担金額より※2 入院自己負担金額を除いた金額を還付	

○県内の病院や薬局にかかる場合、窓口健康保険証・医療福祉費受給者証を提示してください。

※なお、県外の病院や薬局にかかる場合は、受給者証を利用することができません。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G ☎(84)1965 (直通)

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

(健康福祉課)

申請はお済みですか

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請期限は、10月2日(木)までです。期限内に申請できない場合は、健康福祉課にご相談ください。

【申請添付書類】

※申請には次の書類の添付が必ず必要です。ご注意ください。

○臨時福祉給付金

・申請、受給者の本人確認書類（運転免許証等の写し）
・通帳の写し

※65歳未満の方で年金を受給されている方は、6月に年金機構から送付された「年金額改定通知書」の写し

○子育て世帯臨時福祉給付金

申請、受給者の本人確認書類（顔写真のある証明書の写し）

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G ☎(84)0006 (直通)

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請内容に不明な点があった場合、役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料を求められることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がありましたら、一旦電話を切り、警察等に連絡をお願いします。

【連絡先】

○境警察署

☎(86)0110

○茨城県消費生活センター

☎029(225)6445

